

## 「春のくらし応援商品券」取扱店募集要項および誓約事項

名 称	春のくらし応援商品券
目 的	物価高騰による市民生活の負担軽減と、市内の消費下支えを目的に商品券の配布を行う。
商 品 券	市民1人あたり3,000円(500円×6枚)を配布する。
発 行 者	村山市
利用期間	配布の日(令和6年3月18日頃) ~ 令和6年5月31日
換金期間	令和6年4月2日 ~ 令和6年6月7日

### 1. 店舗の参加資格について

- (1) 村山市内に事業所・店舗があること。
- (2) 村山市暴力団排除条例の各規定に抵触しないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業店でないこと。
- (4) 店頭において商品を購入することができること、もしくは役務(サービス)提供を受けることができること。

### 2. 取扱店の登録について ※取扱店登録料・換金手数料は無料

- ・新たに取扱店を希望する場合、商工観光課へお問い合わせください。
- ・昨年実施した「くらし応援商品券」事業に登録済の店舗については、「春のくらし応援商品券」事業にも登録したものとみなします(手続き不要です)。

### 3. 換金手続きについて

- ・商品券の換金は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、村山市商工観光課で受付します。持込枚数の制限はありません。
- ・商品券分の金額は、村山市財務規則に基づき支出します。

申込(商品券の持参)から振込まで2週間程度かかりますのでご了承ください。

換金時の持ち物：換金する商品券、請求書、はんこ(○：名字の印・代表者印 ×：社判のみ・シャチハタ)

換金期間：令和6年4月2日(火)～令和6年6月7日(金)

### 4. 留意事項

- ・商品券での支払いの際には、つり銭を出さないでください。
- ・現金との換金、電子マネーの購入やチャージはできません。
- ・ビール券やプリペイドカード等換金性の高い物や指定ごみ袋、たばこ等の割引になじまないもの、ギャンブルなどは対象外です。
- ・利用された商品券を仕入れ等に流用することは禁止です。

## 5. 誓約事項

- (1) 商品の販売、またはサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- (2) 商品券を利用できない商品に対して商品券での支払いを受け付けません。
- (3) 商品券の偽造・悪用をしません。
- (4) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- (5) 商品券の利用期間中は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はしません。
- (6) 利用期間経過後の商品券の受け取りをしません。
- (7) 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (8) 商品券の取り扱いに関して市からの改善等の要請があった場合には、それに従います。
- (9) 店舗名の公表(取扱店一覧表、市ホームページなど)に同意します。
- (10) 登録する店舗は、村山市暴力団排除条例の各規程に抵触する店舗ではありません。

### 商品券デザイン おもて



### うら

『暮らし応援商品券』について

- この商品券は、令和6年5月31日(金)までご利用いただけます。有効期限を過ぎた場合は無効となりますので、ご注意ください。
- この商品券は、『暮らし応援商品券取扱店』の表示がある店舗等でのみ利用できます。
- この商品券は、購入できないもの  
・換金性の高いもの(商品券、ピール券、図書カード、切手、印紙、プライベートカードなど)  
・たばこや指定ごみ袋(証紙)など割引になじまないもの。その他取扱店が指定したもの。
- この商品券の紛失、盗難等に対し、発行者はその責を負いません。
- この商品券の複製、換金、販売はできません。
- この商品券で購入した商品等について、現金や商品券による返金はできません。

■問合せ/村山市商工観光課 ☎0237(55)2111

↑取扱店一覧